

訓川 練

指 示

令和8年2月8日 11時40分

鹿児島県知事 殿
薩摩川内市長 殿
日置市長 殿

原子力災害対策本部長 高市 早苗

九州電力株式会社川内原子力発電所2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- 九州電力株式会社川内原子力発電所のUPZのうち、鹿児島県薩摩川内市^{さつませんだい}^{おのぶち}の斧渕地区^{のうぜ}及び南瀬地区^{のうぜ}、さつま町佐志地区^{さし}の住民は、一時移転手段の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布及び服用を受け、一週間程度内に一時移転すること。安定ヨウ素剤の配布及び服用を受け、一週間程度内に一時移転すること。また、一時移転に際しては、避難退城時検査等を受けること。

(避難退城時検査場所の開設時刻)

薩摩総合運動公園、日吉総合体育館：令和8年2月8日〇（要調整）時

- 上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えること。
- 上記一時移転地区の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参考

【鹿児島県】

区分	市町名	地区名
U P Z	さつませんだい 薩摩川内市	おのぶら　のうぜ 斧渕地区、南瀬地区
	さつま町	さし 佐志地区